

平成 26 年 1 月 15 日

組合員・契約者並びに関係者 各位

秋田県火災共済協同組合  
秋田県商工共済協同組合  
理事長 村岡 淑郎

## 秋田県火災共済協同組合・秋田県商工共済協同組合 両組合の合併予定に関するご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より両組合の共済事業につきまして、格別のご愛顧をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、組合の根拠法である中小企業等協同組合法（以下「法」という）が平成 24 年 9 月 12 日に一部改正され、平成 26 年 4 月 1 日に施行されることから、秋田県火災共済協同組合と秋田県商工共済協同組合は、平成 26 年 10 月 1 日に向けて合併の準備を進めております。

秋田県火災共済協同組合は中小企業者の相互扶助の理念のもと、火災等の事故により中小企業者の財産に生じる経済的損失を補償することを目的として設立され、中小企業者のための唯一の共済として使命を果たしてまいりましたが、本組合では火災共済事業しか行えないため、組合員のニーズに応えるべく火災共済以外の事業が行える秋田県商工共済協同組合を設立し、生命、傷害、自動車事故等の災害事故に対する備えとして契約者各位の負託に応えてまいりましたが、両組合は表裏一体であるにもかかわらず、法制上組織が異なることで効率性や利便性に欠ける点もありました。

そこでこの問題を解決すべく全国連合会を中心に、全面的な総合共済化運動を続けてまいりましたところ、法の一部が改正公布され、一つの組織ですべての共済事業の実施が可能となりました。

この合併により、分散していた経営資源の統合による経営効率化を図り、組合員をはじめとする契約者の高度化・多様化するニーズにも応えられることで、更なる効率性や利便性の向上に繋がるとともに、経営体質を強化し、強固な経営基盤を構築することで、共済事業の発展に大きく貢献するものと確信しております。

今後とも組合員、契約者関係者各位のご理解・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

敬具